

令和7年度 第1回 山梨地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時：令和7年7月14日（月）午前9時57分～ 11時10分

2 場 所：山梨県JA会館

3 出席者：公益代表 今井委員、門野委員、後藤委員
労働者代表 櫻井委員、白倉委員、船渡委員、松長委員
使用者代表 長谷川委員、早川委員、丸茂委員、山岸委員、依田委員
事務局 岩崎労働局長、小林労働基準部長、片山監督課長
小林賃金室長、深沢室長補佐

4 議 事

- (1) 会長及び会長代理の選出について
- (2) 運営小委員会の委員の指名について
- (3) 山梨県最低賃金の改正決定の諮問について
- (4) 山梨県最低賃金専門部会の設置について
- (5) 最低賃金審議会の公開・非公開について
- (6) 労使からの意見聴取について
- (7) 今後の審議日程について
- (8) 特定最低賃金検討委員会の委員の選出について
- (9) その他

5 審議会内容

(室長補佐)

それでは、定刻より少し早いですけれども全員揃われましたので、ただいまから、令和7年度第1回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日御出席の委員の皆様方におかれましては、令和7年5月4日付けで第55期山梨地方最低賃金審議会委員に任命させていただきました。

委員の皆様への辞令の交付でございますが、本来であれば、山梨労働局長より、お一人お一人に直接お渡しすべきところでございますが、今回、あらかじめ机の上に置かせていただきましたことを、何とぞ御寛容のほどお願い申し上げます。

次に、本日は、公益石垣委員、岡松委員、労働者側小林委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

なお、本日は、委員改選後、最初の審議会となりますので、会長が選出されるま

での間、事務局で進行を務めさせていただきます。

また、御挨拶、説明等につきましては、着座にてさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、山梨労働局長の岩崎から委員の皆様へ御挨拶を申し上げます。

(山梨労働局長)

おはようございます。

本年4月から着任しております、山梨地方最低賃金審議会は初めてですが、どうぞよろしくお願いします。

それでは、まず、第1回本審の開催にあたりまして一言御挨拶申し上げます。

本日は、御多用のところ、第1回山梨地方最低賃金審議会に、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

皆様方におかれましては、日頃から大変お忙しい中、最低賃金の審議をはじめ、労働行政の推進に御理解と御協力を賜っておりますことを、この場を借りて御礼申し上げます。

本年度は、委員の改選が行われて、皆様方には、先ほど事務局からも説明がありましたけれども、第54期の委員として、多くの方々には御留任いただき、今回新たに4名の委員の方に御就任いただくということになりました、

委員の皆様におかれまして、これから2年間、山梨地方最低賃金審議会の委員をお勤めいただくということになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本年度の最低賃金審議会の審議につきましては各都道府県労働局において徐々にスタートしているところでございまして、御承知のとおり、7月11日には本年度第1回の中央最低賃金審議会が開催されたということでございます。

当局におきましても、本日、本年度の第1回本審の開催をもって、本年度の山梨県最低賃金の議論をスタートするということになります。

委員の皆様におかれましては、過密な日程の中で御審議をお願いすることになりますけれども、様々な現在の実情を踏まえまして御審議をいただきたいと考えておりますので、改めて、どうぞよろしくお願いいたします。

私ども事務局としましても、本審議会が円滑に進みますよう尽力して参ります。

以上、簡単ではございますけれども、開催に当たっての御挨拶とさせていただきます。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

(室長補佐)

先ほど、お伝えするのが漏れておりましたけれども、当審議会是一般に公開をしております。

事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて報告い

たします。

続きまして、お手元にお配りした資料の御確認をお願いいたします。

本日の次第と配席表の次に、一枚紙の委員名簿、続いて審議日程表の案がございます。

それから、左上をホッチキス止めしました資料としまして、「山梨最低賃金審議会関係規定・法令集」、「最低賃金審議会に係る基本的事項」、続いて、「山梨地方最低賃金審議会審議資料」、続いて、山梨地方最低賃金審議会追加配付資料、山梨県の賃金概況」、続いて、「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策紹介マニュアル」、最後に封筒外に置かせていただきました、令和7年度版の「最低賃金決定要覧」の書籍、これらの資料を配付しておりますが、お手元にお揃いでしょうか。

よろしいでしょうか。

(室長補佐)

それでは、次に委員の御紹介に入ります。

お手元の山梨地方最低賃金審議会委員名簿を御覧ください。

名簿記載の順に私から御紹介をさせていただきます。

公益委員から御紹介いたします。

石垣委員、本日欠席です。

続きまして、今井委員です。

続きまして、岡松委員、本日欠席です。

続きまして、門野委員です。

続きまして、後藤委員です。

次に労働者側委員を御紹介します。

小林委員、本日欠席です。

続きまして、櫻井委員です。

続きまして、白倉委員です。

続きまして、船渡委員です。

続きまして、松長委員です。

次に使用者側の委員を御紹介します。

長谷川委員です。

続きまして、早川委員です。

続きまして、丸茂委員です。

続きまして、山岸委員です。

続きまして、依田委員です。

(室長補佐)

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

労働局長は御挨拶いたしましたので、その隣から、労働基準部長の小林です。

監督課長の片山です。

賃金室長の小林です。

最後に、私、賃金室長補佐の深沢でございます。

よろしくお願いいたします。

【 （１）会長及び会長代理の選出について 】

（室長補佐）

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の「（１）会長及び会長代理の選出」です。

会長及び会長代理の選出につきましては、最低賃金法第24条の規定により、公益委員の中から委員が選挙することとされております。

公益代表委員の間で会長候補などについて、あらかじめ選出をしていただいております。

その御報告を門野委員、お願いいたします。

（門野委員）

それでは、私から報告申し上げます。

公益委員としては、会長を後藤委員に、会長代理を今井委員にお願いしたいと思っております。

（室長補佐）

ただいま、門野委員から、会長に後藤委員を、会長代理に今井委員をとの御推挙がございましたが、いかがでしょうか。

（各側委員）

（異議なし。）

（室長補佐）

それでは、全会一致により、会長に後藤委員、会長代理に今井委員が選出されました。

お手元の名簿の、後藤委員の左側に二重丸を、今井委員の左側に一重の丸をそれぞれ記入していただきますようお願いいたします。

それでは、審議会運営規程第5条により、会長が議長を務めることとされてお

ますので、後藤会長から御挨拶をいただいた後、以後の議事進行をお願いいたします。

(後藤会長)

それでは、着座にて失礼いたします。

ただいま、本審議会の会長を拝命いたしました、後藤と申します。

今井会長代理とともに、本審議会の運営に努めてまいりたいと思いますので、委員の皆様には、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、賃金の額というものは、これを基に生活を送る労働者、消費者にとってもまた、活動経費としてこれを支払う側の企業、経営者にとっても大きな関心事でございます。

ことに、数年来続いております物価高という経済状況におきましては、その重要度、関心度が一層増しているものと思われまます。

県内外、さらには国内外を取り巻く政治状況、社会状況、経済状況は、課題が山積みし、厳しさを増していますが、このような状況のもとで、当県で働く労働者、消費者が幸せに暮らすためには、あるいは、当県の企業が活力をもって活動するにはどのような賃金設定が妥当、合理的なのかを委員の皆様の御見識を持ち寄って模索していきたいと考えております。

よりよい、より魅力的な山梨県となるよう充実した審議をお願いし、会長の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

【（２）運営小委員会の委員の指名について】

(後藤会長)

それでは、早速審議に入らせていただきたいと思います。

本年度の最低賃金審議会の運営につきましては、お手元に配付されております「山梨地方最低賃金審議会関係規定・法令集」の中の１ページ目にあります、「令和７年度最低賃金改正等の推進について」を基本に審議を進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

簡単に申し上げますと、これから実質審議を始める前に、この審議会を運営するにあたっていろんな組織ですとか、決め事をまずして、そこを基に進めるということになってございますので、本日、主な審議の内容としましては、その決め事をするというところが中心となるかと思ひます。

それでは、この内容にしたがって進めさせていただきます。

具体的には、次第に議事を書いてございますので、この順番に従って進めさせて

いただきます。

議事の「（２）運営小委員会の委員の指名について」、こちらから審議を始めたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

（賃金室長）

それでは説明いたします。

着座にて失礼いたします。

お手元にお配りしております「最低賃金審議会に係る基本的事項」の７ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは山梨地方最低賃金審議会の構成図となっています。

図の一番上に山梨地方最低賃金審議会がありますが、その左下に運営小委員会がございます。

運営小委員会は最低賃金審議会の中に設けることができる委員会の一つで、本審及び専門部会の効率的な運営を図るため、審議会の運営全般にわたって協議いただく委員会となっております。

審議会に諮る前に、小委員会で事前に検討いただいて、その検討結果を山梨地方最低賃金審議会、以後「本審」と表現いたしますが、この本審で御審議いただく関係となっております。

例年、運営小委員会は年度末に開催して、次年度に向けて、「最低賃金改正等の推進について」などについて御審議をいただいております。

次に、お手元の資料の「山梨地方最低賃金審議会関係規定・法令集」の10ページを御覧いただければと思います。

これは運営小委員会の運営規程となりますが、この第３条で、運営小委員会の委員につきましては、各側２名ずつの合計６名で、各側委員の互選により選出された委員より会長が指名することとなっております。

本年度は、審議会本審における委員の改選がございましたので、運営小委員会の委員につきましても、改めて御選出をお願いいたします。

以上です。

（後藤会長）

それでは、ただ今御説明がありましたように、運営小委員会の委員につきまして、各側２名ずつの選出をお願いしたいと思います。

事前に事務局から、本日、この場で選出した委員を報告していただく旨の連絡がなされているかと思っておりますので、まず、労働者側からお願いしてもよろしいでしょうか。

(白倉委員)

すいません、労働者側から小委員会の委員の選出をさせていただきます。

労働者側は櫻井委員と小林委員の二人に頼もうと思っておりますので、よろしく
お願いいたします。

(後藤会長)

はい、ありがとうございました。

次に使用者側お願いできますか。

(早川委員)

使用者側の委員は、山岸委員と私、早川の2名でお願いしたいと思います。

(後藤会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、事前に協議してあります公益委員も含めまして、運営小委員会の委員
につきましては、まず、公益側は、私と今井委員、労働者側は、櫻井委員と小林
委員、使用者側は、山岸委員と早川委員をそれぞれ指名させていただきます。

また、運営小委員会の委員長及び委員長代理につきましては、規程により、公益
委員の中から互選することとなっております。

これらの選出につきましては、事前に公益委員で協議した結果、私が委員長を、
今井委員が委員長代理を務めさせていただくことにしたいと思いますが、いかがで
しょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(後藤会長)

それでは、ただいま指名いたしました、委員会の名簿は、後日、事務局から委員
の皆様にお送りしたいと思います。

【 (3) 山梨県最低賃金の改正決定の諮問について 】

(後藤会長)

それでは、議事を進めてまいります。

次に議事の「(3) 山梨県最低賃金の改正決定の諮問について」に入りたいと思
います。

まずは、労働局長から諮問をお受けすることとします。

(局長、会長に対して諮問文を手交)

(後藤会長)

それでは、事務局から諮問文の朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、朗読させていただきます。

山梨労発基0714第3号、令和7年7月14日。

山梨地方最低賃金審議会会長、後藤光利殿。

山梨労働局長、岩崎充。

最低賃金の改正決定について、諮問。

最低賃金法、昭和34年法律第137号、第12条の規定に基づき、山梨県最低賃金、昭和55年山梨労働基準局最低賃金公示第1号、の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版、令和7年6月13日閣議決定、及び経済財政運営と改革の基本方針2025、同日閣議決定、に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

以上です。

(後藤会長)

それでは、諮問に当たりまして、労働局長から御挨拶をいただきます。

お願いいたします。

(労働局長)

ただいま、本年度の山梨県最低賃金の改正につきまして、諮問をさせていただきました。

審議にあたりまして、県内の経済情勢でございますが、日本銀行甲府支店が先月発表した金融経済概観によりますと、県全体としては「県内景気は、緩やかに持ち直している。」とされているということでございます。

また、山梨中央銀行から発表された調査月報では、「県内景気は、緩やかに持ち直しているものの、足もとでは弱めの動きが広がりつつある。」とされております。

また、有効求人倍率につきましても1.32倍ということで、引き続き全国に比べて高い状況を維持しているということでございまして、全体的な動きとしましては好調というところが概括的な判断ということになっていると思いますけれども。

一方で、国際情勢等踏まえまして、足元の弱めの動きがでていところでありますとか、今後の動きについて注意をするということに努めていくことだと思っております。

ります。

一方、最低賃金の決定につきましてですけれども、地域別最低賃金に係る政府方針としましては本年6月13日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版、それから「経済財政運営と改革の基本方針2025」、いわゆる骨太の方針といわれているものでございますが、これにおいても示されているということでございます。

内容につきましては、昨年11月21日に閣議決定されました総合経済対策における方針を踏襲しているということになっておりまして、引き続き、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業、小規模事業所の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向けてたゆまぬ努力を継続するとされておりまして、これに加えて、官民で最大限の取組を5年間に集中的に実施するとされているということでございます。

また、地方最低賃金審議会についてもですね、これら政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう議論いただくということが書かれているということでございます。

本年度の地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き下げる等、地域間格差の是正を図る。」などの方針が示されたところでございます。

本年度の地域別最低賃金の審議におきましても、法定3要素を基に御検討いただくこととなりますけれども、すでに御承知の通り、先ほども少し申し上げましたが、現状、我が国を取り巻く国際情勢の先行き不透明感というのが増す中で、今後の山梨県の経済、雇用の影響、動向を踏まえながら集中的な御審議をいただくということになりますので、皆様方に置かれましては、大変御苦勞をおかけすることになるかと思っております。

委員の皆様におかれましては、最低賃金制度の趣旨や役割、県内の経済動向、雇用の状況などを御考慮いただきまして、また、中央最低賃金審議会において示される予定であります目安額を参考としていただいて、山梨県最低賃金につきまして御審議していただきたいと思います。

私ども事務局としましては、迅速、的確な資料作りなどに尽力し、円滑な審議が行われますように努めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(後藤会長)

続きまして、事務局から諮問の背景などについて説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは説明させていただきます。

お手元に配布しております資料のうち、表紙に「山梨地方最低賃金審議会審議資料」と記載しております資料をお手元に御用意いただければと思います。

審議資料の1ページ目を御覧ください。

これは、山梨県の地域別最低賃金と特定最低賃金の推移を記載した表となっております。

中央のあたり、平成28年以降の欄を御覧いただければと思います。

山梨県最低賃金は、平成28年以降令和3年まで令和2年を除いて、毎年20円台の引上げが続きまして、令和4年は32円、令和5年は40円、昨年、令和6年は50円の引上げとなりました。

次の3ページの資料につきましては、後ほど説明いたします。

続きまして、5ページの資料を御覧ください。

こちらは、昨年度、令和6年度、の審議会の開催状況を一覧にした表となります。

昨年度は、地域別最低賃金につきましては、8月2日の専門部会において多数決による採決で結審となりまして、その後、本審において、多数決による採決をいただき、御答申をいただきました。

また、特定最低賃金に関しましては、電機関係については10月29日の専門部会において全会一致で、自動車関係につきましても11月5日の専門部会において全会一致で採決をいただき、御答申をいただきました。

続きまして、7ページを御覧いただければと思います。

これは昨年度の、全国の地域別最低賃金の改定状況を一覧にした表でございます。

山梨につきましては青く色付けしております。

昨年度は、先ほど申し上げましたとおり50円の引上げとなり、10月1日に発効しております。

続きまして、資料の9ページを御覧ください。

これは、11ページ以降の各種経済指標等のデータにつきまして、それぞれの主なポイントを取りまとめた一覧表になります。

表の中ほどの「ページ」と記載した列には、それぞれの経済指標の資料がこの審議資料の何ページにあるか、ページ番号を記載しておりますので、資料を御覧いただく際に御活用いただければと思います。

続きまして、大きく飛びまして121ページを御覧いただければと思います。

これは県内における、過去6年間での最低賃金の履行確保を重点とした監督指導結果を記載した表です。

最重点監督は、例年第4四半期に行っております。

県内には、労働局の出先機関として、甲府、都留、鰍沢の3つの労働基準監督署があり、これらの監督署に配置されております労働基準監督官が管内の事業場に対して、日常的に監督指導を実施しておりますが、それらの活動のうち、最低賃金が守られているかどうかについて、重点的に監督指導を行った結果を記載しておりま

す。

令和6年度第4四半期に行った最賃重点監督で、最低賃金額を下回っていた最低賃金法違反の違反率は、15.2%となっております。

監督指導の対象となります事業場につきましては、監督署におきまして各種情報から問題があると認められる事業場や過去の違反率が高い業種等を踏まえまして、監督指導が効果的、効率的に行われるよう選定しております。

最低賃金に係る法違反が認められた事業場の最低賃金に係る認識につきましては、ほとんどの事業場は最低賃金が適用されることを知っているものの、一部には知らなかった事業場も認められております。

引き続き最低賃金の周知に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、「山梨地方最低賃金審議会追加配付資料」と記載している資料を御覧いただきたいと思います。

こちらの1ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは令和7年6月13日に閣議決定されました、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」の抜粋資料になります。

中央最低賃金審議会での目安に関する諮問でも、また、先ほど行わせていただいた山梨県最低賃金に関する諮問におきましても、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」などへの配意をお願いしておりますことから、資料とさせていただきます。

最低賃金について触れている部分があります。

追加資料の24ページの下のところ、5番ですね、最低賃金の引上げというところでございます。

「最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。

また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッ

ケースも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」とされております。

続きましてこの資料の27ページを御覧いただければと思います。

こちらは同じく令和7年6月13日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2025」の抜粋資料となります。

30ページに最低賃金に関する記載がございます。

これは、先ほど御覧いただいた資料と同趣旨の記述がなされております。

この資料の33ページから204ページは、令和7年7月11日に開催された中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会で配布された資料からの抜粋資料となります。

必要に応じ御覧をいただければと思います。

説明は以上でございます。

(後藤会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について御質問等はございますでしょうか。

(白倉委員)

一点よろしいですか。

(後藤会長)

はい、どうぞ。

(白倉委員)

労働者側の白倉でございます。

今、御説明がありました追加配布資料のですね、25ページのところにちょっと。

わかったら教えていただきたいですが。

目安を超える分というところで、最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しする、と書いてございますが、具体的に何か出てきてるんですかね、こういうこと。

すいません、わかったら教えていただきたいと思います。

(後藤会長)

労働局長お願いします。

(労働局長)

御質問ありがとうございます。

補助金等につきましては、政府全体の取組ということで、閣議決定がなされておりました、我々厚生労働省の方でこの部分に関して、特段承知している事実はないということです。今後、おそらく明らかになる部分ではないかと思われるということでございます。

今のところは詳細不明、ということですね。

(白倉委員)

すいません、質問に対する答えはそれでいいんですけれども。

できれば早く出していただいたほうがですね、私達も交渉しやすいし、使用者側の方たちも納得していただくような施策が出ればですね、山梨の最低賃金引き上げるにはですね、目安を超えるには、重要な材料になってくるので、わかった時点で早めに教えていただければと思います。

交渉中にでも出るのであれば、出していただきたいというのが私の考えでございます。

以上です。

(後藤会長)

はい、労働局長。

(労働局長)

白倉委員の御発言もごもっともだなと思いますので、わかったところでですね、早めに提供できるようであれば、あくまでも、わかった時点ということにはなりますけれども、提供させていただきたいと思います。

(後藤会長)

それでは、ほかに。

はい、長谷川委員。

(長谷川委員)

多分、去年とほぼほぼ一緒に、一個ぐらい増えるかなっていう予想です。

質問なんですけれど、山梨県地方最低賃金審議会審議資料の、先ほど説明をいただきました121ページの監督実施事業者数なんですけど、例年130から150くらいの間だったのが、去年は204とずいぶん、数字だけ見ると増えてるなあというイメージなんですけれど。

これ、何かこう増やした理由があるのか、皆さんがすごい頑張ったのか、どんな理由が考えられるのかなあっていうのを教えてください。

(監督課長)

御質問ありがとうございます。

昨年度件数増えておりますけれども、本省から本件監督件数を増やすようにという指示が出ておりましたので、そこで増えている形となっております。

今年度も同様、昨年度と同程度の件数は上がってくるのかなと思います。

よろしくお願いいたします。

(長谷川委員)

ありがとうございます。

(後藤会長)

よろしいですか。

他に御質問等、ございましたら。

よろしいでしょうかね。

それでは、先ほどいただいた御説明とその前の労働局長の御挨拶の内容を踏まえ、進めていきたいと思います。

【 （４）山梨県最低賃金専門部会の設置について 】

(後藤会長)

それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。

今度は議事の「（４）山梨県最低賃金専門部会の設置について」、事務局から説

明をお願いいたします。

(賃金室長)

引き続き、説明させていただきます。

山梨県最低賃金の改正につきましては、調査、審議を行っていただくために、専門部会を設置することが法令上必要とされております。

配付資料のうち、「最低賃金決定要覧」という書籍を御覧いただければと思います。

この書籍の145ページから関係法令が記載されておりますが、そのうちの149ページを御覧いただければと思います。

最低賃金法第25条第2項において、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされており、専門部会の設置義務が定められております。

また、同じく同条の第3項において、専門部会は公労使各側同数の委員をもって組織すると定められており、山梨では、「関係規定・法令集」の1ページの「令和7年度最低賃金改正等の推進について」に基づいて、各側3名で構成することとされております。

次に、「最低賃金決定要覧」の154ページを御覧いただければと思います。

最低賃金審議会令第6条第4項に専門部会の任命手続が規定されており、労使の専門部会委員につきましては、この第4項の規定により読み替えられた最低賃金審議会令第3条の規定、この規定につきましては前の153ページにございますが、この規定により、労働者側と使用者側の委員につきましては、関係労働組合と関係使用者団体からそれぞれ推薦を受けまして、労働局長が任命することとされております。

この推薦をいただくため、本審議会の終了後、本日中に推薦に係る公示を行うこととしております。

また、推薦の期限につきましては、7月24日を予定しております。

第1回の専門部会は、7月29日に開催する予定になっており、日程にあまり余裕がございませんが、労働者側及び使用者側におかれましては、推薦の御準備をよろしくをお願いいたします。

なお、公益側の専門部会委員につきましては、本審の公益委員の中から3名を労働局長が任命させていただくこととなります。

次に、任期についてですが、本審の委員につきましては、「最低賃金決定要覧」の149ページ、最低賃金法第23条で、2年とされています。

一方、専門部会の委員につきましては、任期は特に定められておりません。

しかしながら、「最低賃金決定要覧」154ページの最低賃金審議会令の第6条の第7項を御覧いただきますと、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したとき」

に、「審議会の議決により、これを廃止するものとする。」とされておりますので、調査審議が終了した時点で、「審議会の議決があれば」、専門部会は廃止されることとなり、委員の任期も終了することとなります。

このことから、山梨県最低賃金が決定等されますと、専門部会の調査審議は終了しますので、専門部会の任務が終了する前に、「その任務が終了したら、廃止とする」という議決をあらかじめ行うことも可能であると解されておりまして、今後の審議会の円滑な進行の観点から、本日、当該議決をあらかじめいただきたいと考えておりますので、御審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(後藤会長)

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(後藤会長)

よろしいでしょうかね。

それでは、山梨県最低賃金につきましては、専門部会を設置して調査審議を進めることといたします。

その運営は、「山梨地方最低賃金審議会専門部会運営規程」、それから「令和7年度最低賃金改正等の推進について」によって進めていきたいと思います。

また、専門部会は、山梨県最低賃金の金額が決定したところで廃止するというようにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(後藤会長)

ありがとうございます。

それでは、専門部会につきましては、山梨県最低賃金が決定したところで廃止することといたします。

【 (5) 最低賃金審議会の公開・非公開について 】

(後藤会長)

続きまして、議事の「(5) 審議会の公開、非公開について」、こちらも事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

お配りしております、「関係規定・法令集」の5ページを御覧いただければと思います。

山梨地方最低賃金審議会運営規程の第6条に、会議の公開についての規定があります。

会議は、原則公開するということになっておりますが、公開することによりまして、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合など、一定の支障等が生じるおそれがある場合につきましては、会長の決定により非公開とすることができることとなっております。

次に、本年度の審議会の公開、非公開につきまして御審議をいただくにあたりまして、令和5年4月6日に行われた、中央最低賃金審議会目安全員協議会報告書の結論に基づく、中央最低賃金審議会での対応について説明いたします。

報告書では、「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。」とされておりました。

中央最低賃金審議会は、令和4年までは、審議会のうち、目安額についての具体的審議がなされる、「目安に関する小委員会」については、全面非公開としておりました。

これに対し、令和6年は、7月11日に開催されました第1回目安小委員会において、原則公開とし、議事の中で、公益代表委員と労働者代表委員のみ、または、公益代表委員と使用者代表委員のみで行う個別折衝の場については、傍聴者に退出をしていただき、公労使三者が揃う形に戻った場合に再度傍聴者に入室していただく取扱いに対応が変更されております。

山梨地方最低賃金審議会におきましては、昨年、一昨年の第1回本審におきまして、公開・非公開について御議論いただき、金額審議を行う専門部会について個別協議の場と部会報告などの採択を行う場については「原則非公開」、それら以外の公労使が揃う場については「原則公開」ということになりました。

今年度につきましても、あらかじめ各会議の非公開の可否を御検討いただいて、決定していただきたいと考えております。

以上でございます。

(後藤会長)

審議会の公開、非公開については、昨年も議論していただいているようでございます。

今御説明ありましたように、近年、最低賃金に関する社会的関心の変化や、情報公開の流れの中で審議会のさらなる透明化が求められてきております。

また、中央最低賃金審議会において目安全員協議会報告に基づき、中央最低賃金審議会でも非公開とする範囲の変更を行っています。

これらを踏まえて、昨年度もこの場で、山梨地方最低賃金審議会における公開、非公開について御討論をいただいたようでございます。

検討していただいた結果、昨年は、専門部会における公労または公使での個別協議の場及び部会報告などの採決を行う場については、金額などに係る率直な御意見をいただく必要や委員の意思決定の中立性が損なわれる恐れがあると考えられることなどから原則非公開とすること、その他本審、専門部会については原則公開とすることとしたようでございます。

今年度も同様としたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

御意見・御質問はございますか。

(各側委員)

(異議なし。)

(後藤会長)

よろしいでしょうか。

それでは、昨年と同様、金額審議が行われる専門部会について、個別協議の場と部会報告などの採決を行う場、これに限って原則非公開、それら以外の公労使三者が揃う場については原則公開ということで進めさせていただきたいと思います。

【 (6) 労使からの意見聴取について 】

(後藤会長)

それでは、次に議事に進みます。

「(6) 労使からの意見聴取について」に移りたいと思います。

こちら、まず、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

お手元の審議会資料の123ページを御覧いただければと思います。

関係労使からの意見聴取についてですが、コロナ禍前の令和元年度までは、一つの事業場の視察を行いまして、その際に、当該事業場の会議室等をお借りして、労

使双方から意見聴取を行っていました。

しかしながら、令和２年度から６年度の５年間は、コロナ禍等の影響から、委員の皆様が事業場を訪問などすることは困難でしたので、代わりの方策としまして、事務局が事業場を訪問して、意見聴取を行ってまいりました。

令和６年度に対象とした事業場は、製造業１社、非製造業１社の２社です。

具体的には、切削部品製造及びキャリアテープ製造を行う事業場とユニフォーム提案及び販売等を行う事業場でした。

意見聴取の結果につきましては、この資料の127ページからになりますが、昨年度の本審及び専門部会で報告させていただいております。

本年度につきましては、ちょっと戻りまして、125ページの下のスライドになりますが、本年３月に開催されました運営小委員会及び第５回の本審におきまして、新型コロナウイルス感染症などの状況をみながら、しかるべき時期に会長に御判断いただくことになってまいりました。

本年度に入りまして、労働者側、使用者側の委員の方にも御意見をお伺いしまして、新型コロナウイルス感染症も５類に移行したとはいえ、各企業、団体での感染症に対する考え方はさまざまであることなどから、本年度につきましても様子を見ること、対象の事業場につきましても、製造業から１社、非製造業から１社という御意見をいただいております。

事務局としてもその方向で行いたいと考えております。

また、143ページから使用者用と労働者用のアンケートの案を示させていただいております。

あらかじめアンケートを記載していただきまして、その後事務局が事業場にお伺いし直接お意見をいただく予定としております。

以上のような形式で本年度の労使からの意見聴取を実施することにつきまして、御理解いただくとともに、アンケートの質問事項等につきまして何かございましたら御指示いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

会長、いかがでございましょうか。

(後藤会長)

ただいま、事務局からいただいた説明をお聞きしまして、意見聴取の方式につきましては、昨今の状況を踏まえて、昨年度と同様、今回も事務局によるアンケート及び事業場訪問による意見聴取とするのが妥当ではないかなと考えております。

また、対象事業場につきましても、製造業、非製造業でそれぞれ１事業場ということではよろしいのではないかなと考えております。

アンケートの項目等につきましては、委員の皆様の御意見を反映させるべきと考えますので、この場で何か御意見等、委員の皆様にございましたらいただければと

思います。

(後藤会長)

いかがでしょうか。

事務局が訪問するという方法についてでも構いません。

こちらも何か御意見があれば、あわせて。

はい、長谷川委員。

(長谷川委員)

使用者側のアンケートですけれども。

このまま配って書いてくれっていうんじゃなくて、その場に行ってこれに基づいていろいろ聞くっていう、そんな理解でいいんですか。

(賃金室長)

はい。

(長谷川委員)

ちょっと書くところが多くて、私がもしこのアンケートが来たらめんどくせえなって、ただ思うだけなんで。

口頭でやり取りの中でっていうことであれば、これで問題ないと思います。

(後藤会長)

ほかにいかがでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(後藤会長)

よろしいでしょうかね。

それでは、本年度は、事務局から説明があった方法によりまして、労使からの意見聴取を実施したいと思います。

【 (7) 今後の審議日程について 】

(後藤会長)

それでは、議事を進めさせていただきます。

次に議事の「（７）今後の審議日程について」に移っていききたいと思います。
こちらalmaz、事務局から説明をお願いいたします。

（賃金室長）

引き続き説明いたします。

令和7年度地域別最低賃金審議会日程表の案を1枚紙でお配りしておりますので御覧いただければと思います。

これは、以前、皆様に日程調整をお願いした際に、今後の日程を確保いただくため、仮に確定したものとして事前にお送りしていたものと同じ資料です。

次に、審議会資料の3、4ページを御覧いただければと思います。

いつ答申をいただくと、いつ官報に公示することができて、改正された最低賃金がいづ発効となるかを記載した一覧表となります。

発効までに必要な手続きとしましては、まず、答申をいただき異議申立に係る公示を行います。異議申立期間は公示から15日で、15日経過後に異議審を開催、当日に官報公示の手続きを行うと30日後に法定発効となります。

今年度、10月1日の発効を想定しますと、一番左側の「答申」8月5日、火曜日ですね、に答申をいただきますと、10月1日に発効することとなります。

この10月1日発効を想定しまして「令和7年度地域別最低賃金日程表（案）」は、仮に日程をあてはめさせていただいております。

答申をいただく本審を8月5日、また、異議審を8月21日の午前中にそれぞれ開催する前提でお配りした日程表案は作成しております。

7月14日の第1回本審が本日、先ほど議決いただき設置することとなった専門部会が7月29日火曜日、午前10時から開催し、部会長等の選出、日程確認、先ほど承認いただき実施することとなった労使からの意見聴取の結果報告等を予定しております。

7月30日の第2回目の本審は、その日までに示される予定となっている中央最低賃金審議会の目安伝達、その時点で特定最低賃金の改正の申出を労使からいただいている前提となりますが、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る諮問も行わせていただきますので、審議会では特定最低賃金検討委員会の設置及び同委員会の委員選出を行っていただくこととなります。

また、本審終了後に第2回専門部会を開催する予定とし、労使双方から審議に当たっての基本的見解をお示しいただくこととしております。

次に8月1日、5日の午前中の専門部会では具体的な金額審議を行うこととなります。

8月5日の午後からは第3回目の本審を開催し、答申をいただきたいと考えております。

8月5日に答申をいただけた場合は、例年異議申出がありますので、8月21日に

異議審として、第4回本審を開催することとしております。

しかしながら、中央最低賃金審議会の議論が当初の予定より大幅に遅れるなど、目安の答申が出されない場合や専門部会での金額審議の状況によりまして、その後の日程調整が必要とされる場合につきましては、速やかに委員の皆さまにお知らせし再度日程調整を行わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程関係における説明の最後となりますが、8月19日には、「特定最低賃金検討委員会」を開催する予定としております。

特定最低賃金検討委員会につきましては、後であらためてふれさせていただきますが、例年10月から始まる特定最低賃金の改正に係る審議の前に、そもそも本年度の改正の必要があるか否かにつきまして、議論いただく必要がございますのでこの時期に設定させていただいております。

今後の審議会の日程案の説明は以上となりますが、本日程案につきまして御検討の上、御承認をお願いいたします。

以上です。

(後藤会長)

ありがとうございました。

ただいまの日程に関する事務局からの説明につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

(各委員確認)

(意見等なし。)

(後藤会長)

よろしいでしょうかね。

スケジュールがだいぶタイトにはなっておりますが、この日程に従って審議を進めて行くこととしたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

【（８） 特定最低賃金検討委員会の委員の選出について】

(後藤会長)

それでは、審議を進めていきます。

次に議事の「（８）特定最低賃金検討委員会の委員の選出について」に移りたいと思います。

こちらまず事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金とは異なり、関係労使からの申出を受けまして、当該特定最低賃金について、改正の必要があるかどうかをまず議論いただき、改正の必要性あり、との結論になった場合に、次に具体的な改正金額について検討いただく手続きとなっております。

この、改正の必要があるかどうか、について議論いただく場が、8月19日に予定しております特定最低賃金検討委員会となります。

同委員会の委員につきましては、「令和7年度最低賃金改正等の推進について」により、各側2名を選出していただきまして、会長が指名することとされています。

検討委員会の委員につきましては、専門部会の委員とは異なりまして、関係労使から推薦をいただくという手続きは必要ありませんので、各側で事前に委員の候補を調整いただきまして、会長に指名していただく流れとなります。

労使各側の皆様におかれましては、検討委員会の委員の選出につきましての御準備をお願いしたいと思います。

以上でございます。

(後藤会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました「特定最低賃金検討委員会」の委員の選出につきましては、特定最低賃金改正に係る正式な申出を受けてから行いたいと思います。

7月中には申出がある見込みですので、労働者側、使用者側、それぞれ2名の選出の準備をお願いいたします。

【 (9) その他 】

(後藤会長)

以上で予定されていた議事は終了しましたが、「その他」として、何かございますでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(後藤会長)

よろしいでしょうかね。

それでは、事務局からお願いいたします。

(賃金室長)

その他としまして、事務局から6点説明いたします。

まず、1点目は、県内の団体からの審議会への要望などについてでございます。

追加配布資料のほうでございます。

追加配布資料の179ページを御覧いただければと思います。

本年6月12日付けで山梨県弁護士会が「最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明」を発表しまして、本審議会と山梨労働局長あてに、それぞれ声明文が送付されましたので、審議会あてのものを資料として添付させていただきました。

委員の皆さまには、御承知おきをお願いいたします。

続きまして、追加配布資料の181ページを御覧いただければと思います。

山梨県労働組合総連合から、6月30日付けで「中小企業への支援を拡充させて、山梨地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める要請書名」の提出がありましたので報告させていただきます。

署名については本日の資料に入れておりませんが、600人分の署名の提出がございました。

2点目、ホチキス止めしてあります「最低賃金審議会に係る基本的事項」をお配りしております。

こちらは昨年のものでリバイスしておりますので御確認いただければと思います。

続きまして3点目、最低賃金関係の助成金についてでございます。

審議会資料の149ページを御覧いただければと思います。

業務改善助成金のリーフレットとなります。

この業務改善助成金は、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げて、生産性向上のために設備投資などを行った中小企業・小規模事業者に対して、その費用の一部を助成する制度で、賃金引上げに関する政府の支援策の一つとなります。

続きまして4点目。

山梨働き方改革推進支援センターについてでございます。

働き方改革推進支援センターは、中小企業、小規模事業者等への支援を行っております。

本年度から受託者が全国社会保険労務士会連合会に変更となっております。

審議会資料の153ページにリーフレットがございます。

続きまして5点目です。

「山梨県の賃金概況」でございます。

これは例年、山梨労働局で作成しておりまして、さまざまな視点からデータを抽出しております。

参考にいただければと思います。

最後、6点目でございます。

「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策紹介マニュアル」も資料としてお配りしております。

企業における賃金引上げに向けた取組に御活用いただける、厚生労働省及び中小企業庁の支援事業が記載されております。

参考にしていただければと思います。

以上でございます。

(後藤会長)

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御意見や御質問があればおっしゃっていただければと思います。

(各側委員)

(意見等なし。)

(後藤会長)

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回山梨地方最低賃金審議会を終了させていただきます。

なお、本日の議事録の確認ですが、私のほうで指名させていただきます。

労働者側は白倉委員、使用者側は早川委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、長時間にわたりお疲れ様でした。

ありがとうございました。